

新型コロナウイルス感染防止対策補助金 Q&A 一覧

1. 対象業種について

以下に記載の業種が対象となります。

《産業分類》

- 各種商品小売業（中分類 56）
- 織物・衣服・身の回り品小売業（中分類 57）
- 飲食料品小売業（中分類 58）
- 機械器具小売業（中分類 59）
- その他の小売業（中分類 60）
- 宿泊業（中分類 75）
- 飲食店（中分類 76）
- 洗濯・理容・美容・浴場業（中分類 78）
- その他の生活関連サービス業（中分類 79）のうち旅行代理店
- 娯楽業（中分類 80）
- 医療業（中分類 83）のうち療術業
- その他、不特定多数の者が来店するため、感染防止対策が必要な事業

※今回の補助事業の目的が、不特定多数の方が来店する店舗の感染防止対策への支援のため、一般のお客様が出入りする店舗ではない事業所は対象外です。

No	質問事項	回答
1	その他に含まれる業種は具体的に何か	日本標準産業分類における ・持ち帰り飲食サービス業（細分類 7711） ・旅行業者代理業（細分類 7912） その他チェーン店、フランチャイズ店でないスーパー等が対象になります。
2	会員制のお店は対象か	対象となります。
3	要予約のお店は対象か	対象となります。

2. 対象経費について

No	質問事項	回答
1	単に「ウイルス対策」と書かれた空気清浄機は対象か	対象外です。 ※「新型コロナウイルスの減少効果を実証」等の記載がある機能を搭載した機器が対象となります。
2	空気清浄機と体温計など二つ購入することは可能か	可能です。 ※その場合も経費の合計で申請いただきますので、1/2 補助、上限が 20 万円となります。
3	PCR 検査キットは対象か	消耗品である PCR 検査キットは対象外です。
4	送料は対象か	対象外です。
5	手数料は対象か	対象となります。 ※機器設置に要する経費など
6	対象経費は税込みか	税込みです。

3. 申請書類について

No	質問事項	回答
1	既に設置済みの場合は申請の際、見積書に代わるものとして何を提出すればよいか	支払い額が確認できる領収書や請求書を添付し、申請してください。
2	既に実施済で支払いも済んでいる場合でも、①交付申請書への見積書の添付と②収支予算書の提出は必要となるのか。収支決算書を出せばいいのか	①、②ともに必要です。 ※見積書を添付できない場合は、見積書に代わる領収書等を添付してください
3	見積書は既に捨ててしまった。添付しなくて良いか	見積書に代わる領収書等を添付してください。
4	店舗に自動水栓と空気清浄機を付けたいが、申請書に併記して申請すれば良いのか	その通りです。

4. その他

No	質問事項	回答
1	市内に2店舗経営している。 それぞれ対象か	それぞれ申請対象となります。
2	上限20万円とは対象経費の ことか補助額のことか	補助額です。したがって対象経費が40万円以上かかっても、交付される補助金は20万円です。
3	現在休業中の場合は対象になるか	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休業に限り対象となります。
4	4/15～6/30の間に新規開店の 場合対象になるか（6/30までに 実績報告可能として）	対象となります。
5	概算払いは可能か	補助金の概算払いはありません。 補助金の交付は事業完了後になります。
6	「長野県新型コロナウイルス 対策推進宣言」店であることを 証明する書類などを提出する 必要はあるか	必要ありません。 ※宣言している店であるか担当課で確認します。宣言していない場合は、手続きをご案内し、宣言していただきます。（質問No.8）
7	「長野県新型コロナ対策推進 宣言」をしていない。どのよ うに手続きをすれば良いか	長野県HPから、ステッカー、推進宣言をダウンロードして手続きすることができます。 詳しくはこちらをご覧ください。 https://bit.ly/3uVYwL4